

令和5年度 加東市ごみ収集カレンダーNo.1

令和5年4月1日(土)～令和6年3月31日(日) 対象地区:社地域、東条地域、滝野地域の一部(稲尾)

搬出時間: 当日朝8時30分まで ●袋の中身がみえるようにしてください。●袋の口は必ず結んで出してください。●袋の口をガムテープや紐でとめるのは禁止しています。

区分	A地区	B地区	C地区	D地区	E地区
収集地区	社1区 兵教大職員宿舎 社2区 松尾 社3区 出水 社4区 田中 社5区 木梨 ひろのが丘 藤田 藤田南 小元団地 嬉野台団地	山鳥居 福上 吉田 鳥居 上大西 田門 貝原 大西 中東 古古 野西 垂 窪 家 沢 部 沢部団地	上中 中地 下三 草口 上中 梶原 山馬 牧吉 三 瀬野 梶原 喜 畑 淵内 苑草 廻池 湖上 翠三	天 神 長 谷 崎 谷 黒 石 黒 谷 永 台 古 家 永 福 常 田 横 森 秋 台 南 岡 西 戸 岡 岩 少 谷 守 分 森 貞 分 守 井	上久 米 厚 利 下久 米 松 沢 兵教大 東 垂 久米 米 大 水 新 米 定 蔵 畑 吉 井 井 穀 谷 小 沢 枝 依 藤 栄 枝 嬉 野 東
資源・不燃ごみ	第1月曜日	第2月曜日	第3月曜日	第4月曜日	第4木曜日
硬質プラスチック ペットボトル びん 缶・小型金属類 乾電池 蛍光灯・電球 不燃ごみ ※収集日が、 祝日の場合などで、 変更した日を青字 で表示しています。	4月 3日(月) 10月 2日(月) 5月 1日(月) 11月 6日(月) 6月 5日(月) 12月 4日(月) 7月 3日(月) 1月15日(月) 8月 7日(月) 2月 5日(月) 9月 4日(月) 3月 4日(月)	4月10日(月) 10月12日(木) 5月 8日(月) 11月13日(月) 6月12日(月) 12月11日(月) 7月10日(月) 1月22日(月) 8月14日(月) 2月 8日(木) 9月11日(月) 3月11日(月)	4月17日(月) 10月16日(月) 5月15日(月) 11月20日(月) 6月19日(月) 12月18日(月) 7月13日(木) 1月29日(月) 8月21日(月) 2月19日(月) 9月14日(木) 3月18日(月)	4月24日(月) 10月23日(月) 5月22日(月) 11月27日(月) 6月26日(月) 12月25日(月) 7月24日(月) 1月18日(木) 8月28日(月) 2月26日(月) 9月25日(月) 3月25日(月)	4月27日(木) 10月26日(木) 5月25日(木) 11月30日(木) 6月22日(木) 12月28日(木) 7月27日(木) 1月25日(木) 8月24日(木) 2月22日(木) 9月28日(木) 3月28日(木)
燃えるごみ	毎週、火曜日と金曜日 ※必ず加東市指定ごみ袋を使用してください。 ※令和5年度も、燃えるごみの祝日収集を行います。具体的な収集日は以下のとおりです。 5月5日(金)、8月11日(金)、11月3日(金)、2月23日(金) なお、年末は12月29日(金)まで燃えるごみの収集を行い、年始は1月5日(金)から収集を行います。				
容器包装プラスチック	毎週、水曜日 ※必ず加東市指定ごみ袋を使用してください。 ※祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)は、容器包装プラスチックの収集を行いません。				

●間違った分別ごみには、改善ステッカーを貼り、収集は行いません。改善した後、改めて指定日に出してください。

容器包装プラスチック



このマークがついているもの

※指定ごみ袋を使用してください。

●注意事項
①汚れを落としてから出してください。
②汚れが落ちないものは燃えるごみに出してください。
③モバイルバッテリー等の発火物は絶対に入れないでください。

硬質プラスチック



このマークがついていないもの

【ポリ袋・ラップ類】
【トレー類】
【袋類】
【ボトル類】
【パック類】
【発泡スチロール類】

●注意事項
①プラスチック製品等の容器包装プラスチックに該当しない純粋なプラスチックが対象です。
②金属等との複合物は対象外です。
③汚れを落としてから出してください。

びん



無色 茶色 その他

●注意事項
①食料や飲料が入っていた瓶が対象です。
②キャップを外し、中をゆすいでください。
③無色、茶色、その他の色で分けてください。
④化粧品の瓶やガラスコップは、不燃ごみです。

缶・小型金属類



●注意事項
①空き缶は中をゆすぐなど汚れを落としてから出してください。
②スプレー缶は、中身を使い切り、風通しの良いところでガス抜きをしてください。
※わからない場合は、「一般社団法人日本エアゾール協会」へお問合せください。
③金属以外のもの(傘のビニール部分等)は取り外してください。
※なべや包丁の取っ手部分等取り外しできないものはそのまま出してください。

ペットボトル



このマークが目印です。

●注意事項
①キャップとラベルを外し、中をゆすいでください。
②潰さずに出してください。
③キャップとラベルは、容器包装プラスチックです。

※キャップやラベルは容器包装プラスチックに出してください。

燃えるごみ

※必ず水を切ってください。

※指定ごみ袋を使用してください。

【木くず類】(30cm以下)
(例) 木くず・竹・板など
※木の幹等は長さ30cm、厚さ(太さ)10cm以下に切断してください。

【草・布類】(30cm以下)
(例) 草ぐつなど

【その他】(30cm以下)
(例) 使い捨てカイロ、乾燥剤、紙粘土、クレヨン、紙おむつ、生理用品など

●注意事項
モバイルバッテリー等の発火物は絶対に入れないでください。

不燃ごみ

陶器・鏡類・ガラス

●ガラス製品、茶碗、植木鉢、化粧品の瓶など

ごみに関するお問合せは…
加東市役所 生活環境課
 TEL.0795-43-0503(直通)